

『伝光録』における人名表記法の研究 (上)

田 島 篓 堂

について、その事蹟等から稿を進めるものではない。それらと全く無関係ではありえないが。

一

私は、先に『伝光録』に登場する人名（主として僧名）を索引の形式によつて示した。^(註1) 本稿では、それに基づいて、以下の項目につき、乾坤院本伝光録を中心に、人名の構成、表記法を調べ、さらに、それぞれの人名表記法、人名構成法が類型として、どういふ待遇意識を示すものかをさぐらうとするものである。

二 人名につけられる種々の称号とその実態

僧名を表記するのに種々の書きあらはし方がある。一人の人を示すのに、地名、住山地等を冠し、また、種々の称号、役職名、官名、あるいは、普通名詞の類、接尾辞の類を下接させたりする。これは僧名に限つたことではないが、ここでは、特に僧名について、それぞれの表記が、いかなる意で用ゐられてゐるか、それぞれの表現形式の別に考へてみようと思ふ。

以下、僧名の下につけられる称号の類を列挙し、つい

で、実際にどのやうに用ゐられてゐるかを示し、それぞれについて注意すべき点について述べる。

1. 人名の下につけられる称号等

いろいろのものがあるが、それ自体敬意を含む尊称の類、それ自体には敬意は含まれてゐない役職名・僧官名、親愛、敬意などを示す接尾辞、程度の差はあるにしろそれ自身に待遇意識を含む普通名詞（尊称とまではなつてゐない）がある。次のやうなものがある。

- (1) 尊称類——和尚 高祖 国師 居士 上人 禅師
- (2) 尊者 大師 大士 如来 囊祖 仏
- (3) 役職・僧官名等——座主 三藏 侍者 上座 西堂 僧正 藏主 長老 法印 法眼 律師
- (4) 接尾辞類——兄 公 子 師 祖 老 普通名詞——開山 行者 上首 第一座 先師 祖師 童子 道者 道人 老漢 老子 老人

2. 称号等を含む人名表記形式

次に、右に掲げた称号その他（一括して称号等と称して

おく）が、どのやうに用ゐられてゐるかを示す。

（1）尊称類 和尚

「和尚」を含む表記形式には種々のものがある。それを分類し、いかなる形式があり、それぞれによつて誰誰が表記されてゐるかを次に列挙する。

(1) 法諱下字+和尚（「和尚」を+で示す。以下これに準する）

珏——（天童宗珏） 元——（道元） 西——（榮西）

淨——（天童如淨） 卓——（盤山思卓）

(1)(1)に「第〇祖」「山名」を冠するもの

第四十四祖投子山青——

(2) 法諱+和尚

義青—— 元鼎—— 明全——

(3) 号+法諱下字+和尚

永平元—— 径山琰—— 三交嵩—— 天童淨——

(4)(4)に第「第〇祖」を冠するもの

第四十六祖雪峯淳—— 第四十八祖天童珏——

第四十九祖雪鑑—— 第五十祖天童淨——

第五十一祖永平元—— 第五十二祖永平辨——

(二)号+法諱+和尚

東林懷敞——

(二)に他のものを冠するもの

第一座南岳懷讓——

(木)号+和尚

雲岩——夾山——石頭——船子——大陽——
洞山——浮山——仏樹——梁山——臨濟——

(ホ)に「第〇祖」その他を冠するもの

第四十二祖梁山——囊祖洞山——

(ハ)禪師号+禪師+法諱+和尚

円鑑禪師法遠——無際禪師了派——

(ト)号+禪師号+和尚

浮山円鑑——

(チ)その他

郢州大陽明安大師——二代——

以上のようなものがある。「和尚」の下接する人名は、多く法諱、又は、法諱下字を含んでゐる。右の(イ)～(ハ)は、正法眼藏におけるものと同じである。その他の、「郢州大陽明安大師和尚」は、仙英本では、「大師和尚」ではなく、「大和尚」とある。「大和尚」も伝光録中に、他に用

例なく、異例である。龍門寺本にも「……大師和尚」とある。

。更アエテ浮山和尚法今付嘱メ恩ニタカワス恭郢州大陽明安大師和尚恩タメニス…… (第四十四章 二七九頁^{註2})

乾坤院本の本文をそのまま掲げた。多少、これでは読みにくいか、適宜、他本を参照してよめば「更ニアエテ浮山和尚法命付属ノ恩ニタカワス、恭ク郢州大陽明安大師、和尚ノ恩ノタメニス……」とでもならう。この部分、投子の拈香法語であり、「郢州大陽明安大師」は呼びかけであり、それを、さらに「和尚」と、言ひかへたものとよみとれるのである。従つて、「……大師和尚」といふ表記形式はないことになり、また、仙英本で「……大和尚」としてゐるもの誤りであることが知られるのである。

△高祖▽

伝光録において「高祖」と称されてゐるのは「洞山高祖」(号+高祖)のみである。これは、

。子細(ミ)親見(セバ)必(ミ)後日洞山高祖ノ如(ミ)他(ミ)タメニ模範ナルコトヲ得ン (第三十八章、一四七頁)

(())内は補説、以下乾坤院本の引用はこれに準ずる。)とあり、瑩山禪師の洞山良价に対する呼称である。すなは

ち、瑩山禪師は、洞山良价のみを「高祖」なる尊称をもつて待遇してゐるのであり、又、他文献の引用文においても、この語の使用されてゐるのを見ないのである。

なほ、眼藏においては、洞山のほかに、雲居高祖、青原高祖、曹谿高祖、芙蓉高祖、臨濟高祖（これは無際了派の所持してゐた嗣書をそのまま写した部分に用ゐられてゐる）、大鑑高祖、菩提達磨高祖があり、さらに、「高祖」^(註3)を人名の上に冠するものもあつた。伝光録には、他に「高祖」を代名詞的に用ゐたものが一例ある（後述）。高い敬意を含んだものであるが、右の表記からは、敬意の高さはともかくとして、親密さといふものは少く、距離が感じられるものである。

△国師△

齊安國師（塩官齊安）（法諱十國師）

忠國師（南陽慧忠）（法諱下字十國師）

「国師」のつけられてゐるのは、眼藏においても、右の二人のみであるが、眼藏においては、右の他の表現形式もある。但し、「忠國師」といふ言ひ方はみられない。しかし、『三百則』の中には、「安國師」とあり、それは、齊安國師のことと構成的には、「忠國師」と同じである。

△居士△

盧居士

六祖慧能のこととで、盧は慧能の在俗時の姓である。

○次(2) 日師（=慧能）ヲ進入室セシメテ風幡ヲ義徵ス、
師理ニ依テ是ヲツグ、印宗覺エズシテ「不ノ覺」立
(チテ)問(ヒテ)云(ク)、行者誰カ師トセル、師藏處ナク得法(ク)
因由ヲ宣(ア)、印宗即(チ)弟子礼ヲトル、即(チ)衆ニ告(ゲテ)
云(ク)、印宗ハ具足ノ凡夫、今肉身(ク)菩薩ニアエリ、即
(チ)座下ノ盧居士ヲ指(シテ)云(ク)是(レ)也（第三十三章二
〇四頁）

（〔 〕内は原文を示す以下これに準ずる）

△上人△

覺阿—— 仏地——（仏地覺晏） 仏法——（道元）

「仏法上人」は、

○人アリテ問(ヒテ)云(ク)、是(レ)如何ナル火ナレバ是ノ如ク
「如是」モユルゾト、答(ヘテ)云(ク)、仏法上人ノ法火也
ト、夢サメテ人ニ尋(ミルニ)仏法上人トイヒシ人ウサ
カノ北山(ミ)住シテ世ヲ去(リテ)年ハルカナリ（第五十二
章三五二頁）

とあるもので、道元禪師のことといふものである。「建撕

記」各本に、道元禅師の名前の一つとして、「仏法禪師」が挙げられてゐるが、それに相当するものである。その呼称は瑩山禪師からの呼称ではなく、世人の称を伝へたものである。「覺阿上人」は叡山の僧、「仮地上人」は、多武峰に大日能忍下の禪道を挙揚した人で、共に日本に禪を興さんとした人であるが、道元、瑩山禪師からは傍流の人とみられたもので、「上人」といふ呼称も、俗間の呼び方を伝へたものといふ感をうける。

△禪師▽

この称号は、禪僧にかぎらず、僧に対し、一般的に用ゐられる尊称であり、賜号と否とを問はず、広く使用されるものである。この称号を含むものには、いくつもの表現形式がある。その形式及び、それに属するものは次のとおりである。

- (イ) 法諱下字+禪師 (○○禪師)
- 青—— (投子義青)
- (イ) (イ) に第○祖+山名を冠するもの
第四十五祖芙蓉山楷——
- (ロ) 法諱+禪師 (○○禪師)
- 道丕—— (同安道丕)

(ロ) (ロ) に山名を冠するもの

大梅山法常——

(ハ) 号+法諱下字+禪師 (○○禪師)

円通秀—— 雪峰悦—— 大陽堅——

(ハ) (ハ) に第○祖を冠するもの

第四十祖同安丕——

(ニ) 号+法諱+禪師 (○○○○禪師)

五洩靈默—— 西山惠照—— 大梅法常——

(ホ) 号+禪師 (○○禪師)

千光—— (榮西) 智通——^(注4) 宏智—— (宏智正覺)

(ヘ) 禪師号+禪師 (○○禪師)

円鑑—— 圓悟—— 悟空—— 大医—— 仏照——

(ヘ) (ヘ) に第○祖を冠するもの

第三十一祖大医—— 第三十二祖大滿——

第三十三祖大鑑—— 第四十七祖悟空——

(ト) 禪師号+禪師+法諱 (○○禪師○○)

枯木—— 法成

(チ) 禪師号+禪師+法諱+和尚 (○○禪師○○和尚)

円鑑—— 法遠和尚 無際—— 了派和尚

(リ) 号+禪師号+禪師 (○○○○○禪師)

澠山大円——百丈大智——浮山円鑑——

(又)号+禪師号+禪師+法諱+和尚 (○○○○○禪師○○和)

龍門仏眼——清遠和尚

(例)号+禪師号+法諱+禪師(○○○○○○○禪師)

龍門香山宝靜

以上のとおりである。右は、(イ)の群と、(ウ)の群に大別できる。前者は禅師号を含まぬもので、単に僧の敬称として用ゐるもの、後者は、正式の禅師号を含んだ公式的なものである。眼藏では、右の(イ)を除き、すべての形式があり、右のはかに、主たるものとして、号+禅師号+禅師+法諱（徑山大慧禪師宗果）、禅師号+法諱+禪師（慈明楚円禪師、照覺常總禪師）といふものがあり、特に、前者には、眼藏では、右の(ウ)に属するもの（例、夾山圓悟禪師克勤和尚）と対比して、「和尚」の有無による差違が明確に意識されてゐた。それに類するものとして、右の(ト)と(チ)の間に同様のことが指摘できるかどうか。

(ト)の例は、次の二例である。
○故ニ芙蓉ノ真子中ニ枯木禪師法成ト云々人アリ(第四
十八章 三〇九頁)

(チ)の例は、次の二例である。

○青華巖ト時(二)円鑒禪師法遠和尚会聖岩(一)住ス(第四十
四章 二七四頁)

の嗣書ヲ挿ス（第五十一章 三三四頁）

なほ、眼藏においては、形式的には、右掲の(口)に相当するものでも、(口)としては、単に「山名」のみでなく、「寺名」「地名+寺名」を冠するものがあり、
「第○祖」のみでなく、「地名」「地名+山名」「地名+○祖

「+山名」を冠するものがあり、(二)(ト)(チ)にも、他のものを冠する(二)(ト)(チ)(リ)の形式のものがあり、さらに、その他が若干ある。^(注5)

△尊者▽

これは印度の僧につけられてゐるもので、中国、日本の僧につけられたものはない。これには、次の形式がある。

(イ)人名+尊者

(ロ)第〇祖+人名+尊者

この二類があり、前者は、具名に尊者のつくものと、例へば、商那和修を「和修尊者」といふやうに、恰も、中国僧の「号+法諱」の法諱に相当する部分に尊者を付するもの、及び、翻訳名に尊者を付するものとがある。

(ロ)第〇祖+人名+尊名

第一祖摩訶迦葉—— 第二祖阿難陀—— 第三祖商那

和修—— 第四祖優婆崛多—— 第五祖提多迦——

第六祖彌遮迦—— 第七祖婆須密多—— 第八祖仏陀

難提—— 第九祖伏駄密多—— 第十祖脇—— 第十一

祖富那夜奢—— 第十二祖馬鳴—— 第十三祖迦毘

摩羅—— 第十四祖龍樹—— 第十五祖迦那提婆——

第十六祖羅睺羅多—— 第十七祖僧伽難提—— 第十八

祖伽耶舍多—— 第十九祖鳩摩羅多—— 第二十祖

闍夜多—— 第二十一祖婆須盤頭—— 第二十二祖摩拏

羅—— 第二十三祖鶴勒那—— 第二十四祖獅子——

第二十五祖婆舍斯多—— 第二十六祖不如密多——

第二十七祖般若多羅—— 第二十八祖菩提達磨——

(ロ)人名+尊者

(具名+尊者)

阿難陀—— 優婆崛多—— 迦那提婆——

迦毘摩羅—— 闍夜多—— 僧伽難提——

提多迦—— 婆舍斯多—— 伏駄密多——

摩拏羅—— 弥遮迦—— 羅睺羅多——

(略名+尊者)

阿難—— (阿難陀) 魚多—— (優婆魚多)

師子 (獅子) —— (師子菩提) 和修 —— (商那和修)

密多 —— (伏駄密多) 夜奢 —— (富那夜奢)

迦葉 —— (摩訶迦葉)

(翻訳名+尊者)

慶喜 —— (阿難陀) 脇 —— (波栗濕縛) 馬鳴 ——

(阿那菩底) 龍樹 —— (那伽阿刺樹那)

この(ロ)はすべて、各章の冒頭に出てくるものである。この

うち、十祖、十二祖、十四祖は一度も、波栗濕縛、阿那菩底、那伽阿刺樹那とは書かれてをらず、いつも、脇、馬鳴、龍樹（龍勝）である。（口）にも、（イ）同様、具名、略名（但し、略名としては「獅子尊者」のみで、法諱とみなされる部分のみを書く略名はない）、翻訳名がある。（口）に類するものとして、「二十祖闍夜多尊者」「二十七祖般若多羅尊者」といふ例があるが、これは、右の（口）にあげたものと異なり、

○然（ルニ）二十祖闍夜多尊者行化シテ羅越城ニ至（ツ）頓教（ヲ）

敷揚（ス）（第二十一章 一三九頁）

○第廿八祖菩提達磨尊者因（ミ）廿七祖般若多羅尊者問（フ）

（第二十八章 一七〇頁）

のやうに文中に用ゐられてゐる。

このほか、「阿尊者」（阿難陀）といふのがあるが、

「阿難尊者」の誤りとも考へられる（仙英本「阿難尊者」）。

眼藏では、中国人としては、「正宗大祖普覺大師慧可尊者」と、慧可に「尊者」をつけたものがあつた。伝光録においては、中国僧としては、「尊者」を人名の下につけるものはなかつたが、人名の上につけるものとして、「尊者」。

秀」といふ例がある。すなはち、

○時（ミ）七万余僧ノ上座神秀ト云アリ、内外ニ博達シ衆ノ為メニ貴（ヒラル、衆皆云尊者秀ニ非ズハ誰ソ（第三十三章 一九九頁）

とあるものであるが、右のとほり、瑩山禪師からの尊称ではない。なほ、前述のことく、印度の僧には、中国の僧に一般的にみられる「禪師」「和尚」などの尊称は用ゐられてをらず、印度の僧の敬称はほとんど「尊者」に限られている。

△大師△

賜号による大師号に限らずに用ゐられてゐる。数はあまり多くはないが、種種の形式のものがある。

（イ）法諱下字+大師（〇大師）

可——（大祖慧可）思——（南嶽慧思）

忍——（大滿弘忍）

（ロ）法諱+大師（〇〇大師）

達磨——

（ロ）地名+〇祖を冠するもの

西天二十八祖達磨——

（ハ）号+大師（〇〇大師）

雲門—— 同安——

(二) 禅師号+大師 (○○大師)

鑑智——

(二) (二)に第○祖を冠するもの

第三十祖鑑智——

(三) 大師号+大師 (○○大師)

弘濟——

(三) (三)に第○祖を冠するもの

第三十四祖弘濟—— 第三十五祖無際——

第三十六祖弘道——

(四) 号+大師号+大師 (○○○○大師)

大陽明安—— 永嘉真覺——

(五) (五)に第○祖を冠するもの

第三十七祖雲岩無住—— 第三十八祖洞山悟本——

第三十九祖雲居弘覺—— 第四十三祖大陽明安——

(六) ○祖+大師 (○祖大師)

三祖—— 四祖——

(七) 第○祖+大師 (第○祖大師)

第二十九祖大師

(八) その他

伝光録における人名表記法の研究 (上) (田島毓)

鄆州大陽明安大師和尚

馬大師

第四十一祖後同安大師

右のうち、(一)(二)(三)及び、その他のうちの、第四十一祖後同安大師、つまり、「第○祖——大師」という形式のものは、すべて各章冒頭におかれてあるものである。正式の大師号に関係なく用ゐられてゐるもののがいくつもある。正式のものは、(四)(五)(六)である。単に高い敬意を示す称号として用ゐられてゐることが多いことがわかる。眼藏には、(七)の形のものはないが、他の形式はすべてあり、そのほかに、地名、山名、寺名等の冠せられるものが多いが、正式の大師号をふくむものが多い(つまり、右の(四)(五)(六)に属するものが多い)点が伝光録の場合と異なる。「馬大師」は、馬祖道一のことであり、この構成は特殊であるが、この呼称は伝光録のみにみられるものではなく、馬祖は通例このやうに呼ばれてゐる。これは、形式的には法諱上字といふことになるが、さうみれば違例となつてくるが、実は、馬祖の俗姓が馬氏であり、例へば、盧行者といふ場合の「盧」と同様に考へられる。眼藏にも勿論用ゐられてゐる。

「大師」を上に冠するものは、「大師釈尊」のみである。

。今大師釈尊ノ經教モ人天既ニ化縁尽^(キ)ン時モ悉^(ク)龍

宮ニ納^(フ)ヘシ（第十四章 九〇頁）

△大士▽

飲光——（摩訶迦葉） 文殊—— 維摩——

「大士」は菩薩の異称である。摩訶迦葉、維摩をも「大士」と称してゐる。眼藏においても、龍樹大士、達磨大士、迦葉大工と用ゐてゐる。他に、「法身大士」といふ例があるが、これは「法身ノ大士」と考へるべきもので、一つの固有名詞ではない。

。賢衆坐ヲ去^(リ)テ云^(シ)礼ヲ法身大士ニカエス（第二十
一章 一三八頁）

なほ、「菩薩」は次のとおり用ゐられてゐる。

迦葉—— 等覺—— 肉身—— 毘婆訶——

「迦葉菩薩」は摩訶迦葉のことであるが、「等覺菩薩」「肉身菩薩」はそれぞれ「等覺ノ菩薩」「肉身ノ菩薩」の意であり、「毘婆訶菩薩」は架空の菩薩である。眼藏にも、種種の架空の菩薩が登場するが、歴史人物としては、迦葉菩薩、釈迦菩薩、龍樹菩薩が用ゐられてゐる。「菩薩」の称が実在の人物に用ゐられる範囲は大体決つて

あるやうである。

△如來▽

「如來」を代名詞的に用ゐる例はあるが、称号として用ゐるのは右例のみである。眼藏には、釈迦如來、多寶如來、毘盧遮那如來、その他がみられる。

△曩祖▽

曩祖洞山和尚

この一例のみであり、人名の下につけられるものはない。眼藏には、雲巖曩祖、嵩嶽曩祖（即菩提達磨）といふ例があり、右のやうに、人名の上につくものとしては、曩祖雲巖、曩祖雲巖大和尚、曩祖雲巖山弘道大師と用ゐられてゐる。右の洞山は、すでに「高祖」と称されてゐた。伝光録では、「高祖」も洞山のみに使はれてゐたことに注意したい。

「曩祖」も意味上は「高祖」と似かよぶが、敬意の点では、やや「高祖」よりは格が低い使ひ方である。

△仏▽

釈迦仏 釈迦牟尼仏

以上、尊称類について、その実際の人名構成法を分類

し、それに属する人名をすべて掲げた。眼藏における人名表記法と比較しつつのべたが、眼藏においてみられた「一古仏」といふ用例は伝光録にはみられない。

「古仏」といふ語そのものは、伝光録にもみえるが、固有名詞を示すのには用ゐられない。逆に、眼藏にみられぬものは「一上人」といふものである。「大師」の称号は、伝光録では、正式の大師号にかかはらず、やや幅広く用ゐられてゐた。構成的に異例といふものは、特にないが、一例、「鄧州大陽明安大師和尚」とあつたものについては、本文にやや不安があるが、前述したごとく考へられる。「大和尚」

は用ゐられてゐない（但し、乾坤院本伝光録では、冒頭に、「紹瑾大和尚住能州洞谷山永光寺語録」とあるが、これは写本によつて異なり、これのないものもある。また、これは、本文ではなく、本稿の意図する伝光録の人名表記とは関係のないものである）。なほ、眼藏と比較するといつても、同一内容でもなく、分量にも大差のあることでもあり、その意味での比較であり、さういつた点を考慮に入れれば、両者は、人名表記の点で、以上みて來たやうに、異なる点は少ないといへる。

(2) 役職・僧官名等

△座主▽

(1) 良遂――

(2) 公円僧正

(1) における「座主」の意味は、「一座の主」のことであり、(2)は「天台座主」のことで、もともとは、同じことであるが、「天台の座主」に限られ、特殊化してゐる。天台座主の場合、「座主――」と人名の上にくることが多い。「座主である○○」といふいひ方であり、「○○といふ座主」といはないのである。

△三藏▽

求那跋陀―― 真諦――

これらは、単にこれらの人人が「三藏」であることを示してゐるにすぎない。

。此(2)壇ハ宋朝求那跋陀三藏ヲク処ナリ (第三十三章
二〇四頁)

△侍者▽

資―― 平―― (広平)

ともに法諱下字につけられたものと考へられるが、資侍者の具名は不詳である。ともに道元禅師の著述中にも登場す

る。但し、資侍者は、廣録第九卷中の、投子、大陽の話のところで、伝光録と同じ話題の部分であつて、やはり、資侍者としか出でてゐない。廣平侍者は、「仏祖正伝菩薩戒作法」末尾の、^(註8)道元禪師が戒を受けられた時の周旋者を記した中の一人として出でてくる人である。ここには、「廣平侍者」とある。

△上座▽

(1) 法諱下字十上座 (○上座)

秀—— (神秀) 青—— (投子義青)

明—— (蒙山道明)

(2) 法諱十上座 (○○上座)

降禅——

「上座」は文字通り、一座における上座のものをいふ場合と、修行歴の浅い僧をよぶ場合とがあり、二人称としても、三人称としても用ゐられる。

○時(三) 惠明大ニヨハ、イテ即(チ)云(シ)衣ノタメニ來ラズ、請(シ)行者、我(ガ)タメニ法要ヲ示(サンコトヲ)、時(三)師去(シ)、不思善不思惡ノ時ニアタツテ明上座ガ本来面目ヲ還来レ (第三十三章 一一〇三頁)

これは、惠明 (蒙山道明) に慧能が呼びかけたものであ

る。相手に対する（目下のものと考へてよい）一種の待遇法である。

△西堂▽

惟一西堂

。汝幾クカ見来セル 「汝幾見来」 師云(シ)、未ダ曾テ見ズ
「未曾見」、西堂云(シ)、吾(ガ)那裏ニ一軸(シ)古蹟アリ、

老兄ガタメニ見シメント云(シ)テ携來ヲ見(シ)バ法眼下ノ嗣書ナリ、西堂云(シ)、或老宿ノ衣鉢ノ中ヨリ得來レリ、惟一西堂(シ)ニハ非(シ) (第五十一章 三三三頁)

この文は、正法眼藏嗣書巻を典拠としてゐるもので、本来、道元禪師から環溪惟一に対する呼び名であつたものであり、このやうに役職名をつけることによつて一つの敬意を表するものである。

△僧正▽

(1) 栄西—— 公胤——

(1) 建仁寺栄西—— 座主公円——

(2) 建仁寺——

(1) の用法は、一般における官職名を以て人をさし示すのと同様の用法である。

△藏主▽

「伝」は法諱下字であろう。眼蔵の用例と同じで、先の「西堂」の場合同様、正法眼蔵嗣書卷を典拠としたものである。

△長老▽

宗月長老（雪窓宗月）

○宗月長老天童ノ首座タリシニ就。（↑紹）^(き)テ雲門下ノ

嗣書ヲ拝^(ス)（第五十二章 三三三頁）

「長老」は種々の意に用ゐられる。住持、和尚の敬称、あるいは、単に対称の敬称の場合がある。右の用例は、年齢多き者を敬つて呼ぶものである。右の文は、正法眼蔵嗣書卷を典拠とするものである。

△法印▽

円能法印

○師諱^(ハ)懷辨、俗姓ハ藤氏、イワユル九条ノ大相国四代^(ノ)孫、秀通ノ孫也、叡山円能法印^(ノ)房ニ授^(シテ)十八ニシテ落髮^(ス)（第五十二章 三四四頁）

「法印」は僧官である。

△法眼▽

○時^(ミ)良顕法眼ト云^(ア)アリ、山門ノ上綱、頭密ノ先達ナリ（第五十一章 三二九頁）

「法眼」も「法印」と同じく僧官である。右の良顕法眼は仙英本「良觀法眼」とある人である。龍門寺本も乾坤院本と同様「良顯」とある。

△律師▽

希権——光統——智光——

○十七ニシテ潮陽ノ西^(山)惠照禪師ニ因^(リテ)出家ス、衡^(懸)希権律師ニ納戒ス（第三十六章 二二四頁）

「律師」は僧官の場合と、徳望の高い持律の僧の意でも用ゐられる。後者ならば、尊称類に入れるべきものである。

この項に属するものは、以上のとほりで、あまり多くない。眼蔵では、このほかに、それぞれあまり用例は多くはないが、維那、監院、監寺、首座、知客、尚書、都寺等がある。但し、眼蔵には、侍者、僧正は、人名とともに用ゐた例がない（「僧正榮西」といふ例が一つある、洗面卷）。「法印」は僧官である。

以上のものもやはり一種の待遇法であるが、この敬意は（1）の尊称類にくらべれば高いとはいへない。礼儀を失せぬ程度のものから、もう少し高いといふほどのものと考へてよい。

（3）接尾辞類

△兄

海兄（百丈懷海） 浄兄（天童如淨）

○第卅七祖雲岩無住大師初（^{タメ}）百丈ニ住（^{シテ}）テ廿年、其後薬山ニ参ズ、山問（^{タメ}）、海兄如何（^{タメ}）ル法力説（^{タメ}）（第三十七章 二三一頁）

右は、薬山が百丈懷海を呼んだものである。

○異僧アテ師ニ向（^{タメ}）云（^{タメ}）淨慈淨頭淨（↑兄）兄主、報道報師報衆人（第五十章 三一八頁）

△子

元子（道元） 浄子（天童如淨）

○第五十祖天童淨和尚雪豆ニ参（^{タメ}）、豆間（^{ヒテ}）云（^{タメ}）、淨子不染汙ノ處如何（^{タメ}）淨得スル（第十章 二三一七頁）

○時ニ示（^{タメ}）云（^{タメ}）、元子今ヨリ後、着衣袴衣ヲイワズ、昼夜參問スペシ、吾父子ノ無礼ヲ恕スル如シ（第五十

このうち、辨公、（当寺老和尚）价公が同じ形式で、法諱下字に「公」を付したものであり、親愛の情を込めた敬意を表するものである。李子翫公は俗人につけた敬称である。遠錄公は、「遠」は浮山法遠の法諱下字、そして、それに「錄公」をつけたと考へるべきもので「公」一字をとり出すのは難しい。これは、浮山が吏事に通曉してゐたことからつけられた一種のあだ名（といつて悪ければ、通称）で、たとへば、投子義青を「青華巖」、玄沙師備を「備頭陀」、長沙景岑を「岑大虫」などと称したのと同様の形式の呼び方である。「公」の縁でここにのべたが、他のものとは明らかに別である。

△公

辨公（懷辨） 李子翫公 遠錄公（浮山法遠） 当寺老和尚
价公（義价）

右の用例から知られるとほり、共に、師が弟子に対し直接呼びかけたものである。すなはち、「淨子」は、如淨の師

雪竇智鑑から如淨に対して、「元子」は道元禪師の師天童如淨から道元禪師に対しての呼びかけで、共に親愛の情をこめたものであることが知られる。

△師▽

楷師（芙蓉道楷）元師（道元）全師（明全）

提婆師 馬師（馬祖道一） 芙蓉楷師（芙蓉道楷）
○仏樹和尚ノ門人數輩アリシカドモ、元師獨參徹ス（↑シ
テ）元和尚ノ門人又多カリシカドモ吾獨幽丈ニ独歩ス
(第五十二章三四七頁)

○西和尚建仁寺記ヲ錄スルニ云（）、法藏明全ノミニ囑
ス、栄西ガ法訪ハント思（）輩ハ須（）全師ヲ訪（）ベシ
(第五十一章三二二頁)

○師資ノ道不妄ナルコトヲ知シメンタメニ即（チ）示（シテ）

云（）、吾迦那提婆ヲ師トシテ此（）無我ヲ証（ス）ト云（）
ヲ聞（キテ）、師偈ヲ以テ「以偈」、贊（シテ）云（）、稽首
提婆師、而モ尊者ヲ出ス（第十七章一一三頁）

○然（リシ）ヨリ大陽（）宗旨ヲ開演シ、即（チ）芙蓉ノ楷師ヲ
エテ嗣続トス（第四十四章二七九頁）

○然（リト）雖（モ）是（）如（キ）〔雖然如是〕諸參學人カタジケ
ナク芙蓉楷師ノ遠孫トシテ即（チ）永平門下（）一族タリ

伝光錄における人名表記法の研究（上）（田島毓）

（第四十五章二九五頁）

○時（ミ）馬師ヲシテ代（リ）テ説（↑設）シメントシテ指（シテ）
江西ニ至（ラ）シム（第三十六章一二一七頁）

「元師」「提婆師」は、それぞれ、懷粧、羅睺羅多から、
それぞれの師である道元禪師、迦那提婆を呼んだもので、
わが師を親しみと敬意をこめて表したものである。「全師」
は明全の師である栄西が称したものであるが、前二者同
様、親近感がこめられてゐる。「楷師」とあるのは「芙蓉
楷師」と同様に考へるべきもので、「元師」や「全師」と
はやや異なり、芙蓉道楷への瑩山禪師からの尊称である。
「馬師」もその点は同じであるが、構成的には、先述の
「馬大師」同様である点が、「楷師」等とは異なる。

△老▽

閻老（閻羅王）元老（道元）淨老（天童如淨）

○今（）比丘ノ如キンバ、一生既（ミ）終（ラ）ン時閻老汝ヲ
放（ス）コト能ハズ「不能」（第十六章一〇六頁）

○只師獨元老ノ心（ラ）知（ル）、他（ノ）知（ル）処ニ非（ス）（第五
十二章三四八頁）

○是ノ如ク「如是」會得セシ時元老即（チ）許可スルニ穿
了也ト云（）、實（ミ）百千ノ妙義無量（）法門一毫頭ニ向

テ穿却シヲワリヌ（第五十二章 三五三頁）

。時ニ老碓ト云^(フ)物アリ、進テ云^(フ)、大宋國中独道眼ヲ具スルハ淨老ナリ、汝見バ必^(ス)得處アラン（第五十一章 三二七頁）

閻羅王を「閻老」といふのは、禪籍には常套的であり、閻羅王も人間扱ひをしてゐるのである。「元老」は道元禪師のこと、第一の例は仙英本は、「元和尚」とあるが、第二の例は仙英本も同様「元老」とある。ともに、瑩山禪師から、道元禪師を呼んだものであり、淨老は、老碓から天童如淨を称したものである。共に親近感をともなふ敬意をこめたものである。

以上、接尾辞類によるものは、いつれも、親愛感と敬意をこめたものであつた。

(4) 普通名詞

△開山▽

永平開山

。然^(ル)諸人者子細^(ミ)叢林^(ミ)修練^(シ)テ長時ニ知識^(ミ)參尋シテ大事尽ク明^(ミ)、自己正^(ミ)明弁^(シ)竟^(ミ)・^(往⁹)「悉竟ク」其^(ノ)後且^(ク)根ヲ深^(ク)シ蒂^(ホソ)ヲ固セシコトヲバ曩祖付嘱也ト云トモ殊^(ミ)此^(ミ)一門ノ中ニ永平開山独住ヲ誠ラ

ル（第十四章 九六頁）

。所謂永平開山云^(フ)、我ト云ハ誰ツ誰ソ「ニ」ト云^(ハ)我ナル故ニ良遂座主麻谷ニ参^(ス)（第四十章 二五六

頁）

いつれも、瑩山禪師が、道元禪師を称した呼びかたである。

△行者▽

甘——盧——張漬——

「甘行者」は「甘贊」、「盧行者」は大鑑慧能のこと、盧は慧能の俗姓である。

△上首▽

上首摩訶迦葉

。然シテ後ニ無上真実ノ正法眼藏ヲ以^(ス)上首摩訶迦葉ニ附屬ス（第三十三章 二〇一頁）

「上首であるところの摩訶迦葉」の意で、他のものと多少異なるが、座主——、大師——といふ用ゐる方と同様のものである。眼藏にはこの語は用ゐられてゐない。「第一座」といふのと同義である。

「第一座」は「第一座南岳懷讓和尚」（第三十五章 二一五頁）と用ゐられてゐる。

これは「第一座である南岳懷讓和尚」の意である。

△先師▽

先師二代（懷辨） 先師二祖（大祖慧可）
○殊^(ニ)先師二代ノ示^(ニ)云^(ク)、我^(ガ)弟子ハ独住スベカラ
ズ（第十四章 九六頁）

○是ノ如ク〔如是〕シテ沙弥道信ヲ接シテヨリ後告^(ダテ)
云^(ク)、先師二祖吾ニ伝道シテヨリ後鄭都ニ行テ卅年
ヲヘタリ（第三十六章 一八六頁）

右は、それぞれ瑩山禪師が懷辨を、鑑智僧璨が大祖慧可を
よんだもので、「二代」とは「永平寺第二代」のことであ
り、瑩山禪師は、懷辨にも隨侍したので「先師」といひ、
直接の師義介と區別するため「二代」としたものである。
「二祖」は「東土二祖」のことであり、鑑智僧璨の師であ
る。

△祖師▽

大梅祖師

○師遊山ノ次ニ大梅山ハ護聖寺旦過ニ宿スルニ大梅祖師
來^(リ)開花セル一枝^(ク)梅花ヲ授ル靈夢ヲ感ズ（五十一
章 三三六頁）

大梅法常をいふのであるが、右の文は、正法眼藏嗣書卷に

伝光錄における人名表記法の研究（上）（田島毓）

同様の文があり、その引用である。本来、道元禪師から大
梅法常を呼んだものであるが、ここでは、それをそのまま
引用した瑩山禪師からの呼び名といふことになる。

△童子▽

婆舍童子 瓔珞童子

○云^(ク)所謂前生既^(ニ)婆舍童子ト云^(ク)、（第二十五章
一五九頁）

○此^(ク)時婆羅門子アリテ年廿バカリナリ、幼^(ク)シテ父
母ヲ失^(ミ)名氏ヲ知ラズ「不知」或^(ハ)自^(ラ)瓔珞ト云^(ク)、
故^(ニ)時人是ヲ瓔珞童子ト云^(ク)（第二十七章 一六六
頁）

いづれも、すでにさう呼ばれてゐたものを用ゐたものであ
り、瑩山禪師がいひ出したものではない。

△道者▽

栽松道者

○師ハ蘄州黃梅県「軒」^(ク)人也、即^(ミ)破頭山栽松道者
タリキ（第三十二章 一九三頁）

大滿弘忍のことである。「童子」の例と同じく、かうい
ふ呼び方が一般に用ゐられてゐるものである。

△道人▽

雲岩道人

。鴻山云々、爰ヲ去テ陸県石室相連レルニ雲岩道人ト
云々アリ、汝若シ撥草瞻風セバ汝タメニ重ンゼラレ
ン（第三十八章二四二頁）

洞山良介と鴻山靈祐の問答中みられるもので、鴻山が雲
岩巖を指して呼んだものであり、洞山はこの指示によ
り、雲岩に参ることになる。この呼称も瑩山禪師からの
ものではないが、これを引用してゐることに意味がある。

△法師▽

(1)全――

(口)印宗――智遠――弁和――
。後^ミ千光禪師ノ室^ミ入^リ、始^メ臨濟^ミ宗風ヲ聞^ク
。今全法師ニ隨テ大宋^ミ入^ル（第五十一章三三一頁）
これはハ道元禪師から明全を呼んだものである。

。印宗法師法性寺ニヨイテ涅槃經ヲ講ズルニ值^ミ（第三
十三章二〇三頁）

。即^ミ昌黎県ニ至^ミ智遠法師ニ值^ミ、師乃^モ請益ス（同
右一九八頁）

。莞城県匡救寺ノ三門下ニシテ法要ヲ開演セシニ四衆林
会ス^ミ時^ミ其^ノ寺中ニ弁和法師ト云^ミ者涅槃經ヲ講
ズ（第二十九章一八三頁）

智遠法師は、仙英本「智遠禪師」とあり、印宗、弁和とも
に禅僧ではない。眼藏には、三藏法師、肇法師といふ例が
あり、やはり禅僧に用ゐられてゐるものはない。

△老漢▽

翟曇――糺迦――

。是^シ翟曇老漢ノ揚眉瞬目ナル故^ミ万像之中独露身ナ
リヤ、撥万像也ヤ、不撥万像ナリヤ（第四章三三
頁）「第四章中にあるが、本文は首章の文が竄入したも
の」

(2)

。故ニキウニ弁道シテ速^ミ慈父ト相見スベシ、尋常糺迦
老漢汝等ト共ニ行住坐臥シ汝等ト共ニ言語シコウス、
一時も相離^{ルル}コトナシ（第一章一〇頁）

この用法は、いづれも禅籍に常套的なものであり、糺尊に
対する親近感の表現とみられる。

△老子▽

閻羅――糺迦――

。是^シ即^チ糺迦老子肉身暖^カナルベシ（第二十三章
一五四頁）

。仏弟子トシテ形ヲ僧形ニソナエナガラナヲ閻羅老子^ノ
手ニカ、ワラン、豈恥辱ニアラザランヤ（第四十九章

(三一五頁)

「闍羅老子」は前に「闍老」とあつたもの同様、實在の人物の如く、ある種の親しみと敬まひをもつて表現したものである。「釈迦老子」は、本来「老子」が、仏、世尊に対する敬称なのであるから当然のものである。「老子」を対称の敬称として用ゐる例は、伝光録にはみられない。

△老人▽
△雲岩老人

。是ノ如ク〔如是〕問(ニ)時、洞山(ニ)禪床即(チ)震動ス、
山云(ニ)、吾雲岩老人ニ問(ヒシ)時火炬震動シキ、汝ニ一
問セラレテ老僧通身アセ流ル(ル)コトヲ得タリ(第三十
九章 二五〇頁)

洞山良价から、自分の師にあたる雲岩雲巖を呼んだものである。これも親感の表現である。

△○祖▽ △第○祖▽

これには、代名詞的に用ゐられるものと、人名の上に冠して用ゐられるものとがある。ここでは後者の用例を掲げる。

△○祖▽

三十祖闍夜多尊者 二十七祖般若多羅尊者

伝光録における人名表記法の研究（上）（田島毓）

。然(ルニ)二十祖闍夜多尊者行化シテ羅越城ニ至(ル)（第二十一章 一三九頁）

△第○祖▽

第一祖摩訶迦葉尊者 第二祖阿難陀尊者 第三祖商那和修尊者 第四祖優婆崛多尊者 第五祖提多迦尊者 第六祖弥迦迦尊者 第七祖婆須密多尊者 第八祖佛陀難提尊者 第九祖伏駄密多尊者 第十祖脇尊者 第十一祖富那夜奢尊者 第十二祖馬鳴尊者 第十三祖迦毘摩羅尊者 第十四祖龍樹尊者 第十五祖迦那提婆尊者 第十六祖羅睺羅多尊者 第十七祖僧伽難提尊者 第十八祖伽耶舍多尊者 第十九祖鳩摩羅多尊者 第二十祖闍夜多尊者 第二十一祖婆須盤頭尊者 第二十二祖摩擎羅尊者 第二十三祖鶴勒那尊者 第二十四祖獅子尊者 第二十五祖婆舍斯多尊者 第二十六祖不如密多尊者 第二十七祖般若多羅尊者 第二十八祖菩提達磨尊者 第二十九祖大師 第三十祖鑑智大師 第三十一祖大医禪師 第三十二祖大滿禪師 第三十三祖大鑑禪師 第三十四祖弘濟大師 第三十五祖無際大師 第三十六祖弘道大師 第三十七祖雲岩無住大師 第三十八祖洞山悟本大師 第三十九祖雲居弘

覧大師 第四十祖同安丕禪師 第四十一祖後同安大師
第四十二祖梁山和尚 第四十三祖大陽明安大師 第四十四祖投子山青和尚 第四十五祖芙蓉山楷禪師 第四十六祖雪峯淳和尚 第四十七祖悟空禪師 第四十八祖天童珏和尚 第四十九祖雪寶鑒和尚 第五十祖天童淨和尚 第五十一祖永平元和尚 第五十二祖永平辨和尚

西天二十八祖はすべて「第〇祖……尊者」と書かれてゐるが、東土の祖師の場合は、「第〇祖」の下に、大師号、禪師号、あるいは、それに号を冠したもの、号+法諱下字+和尚、山名+法諱下字+和尚（又は「禪師」といろいろであり、そのほか、「梁山和尚」のやうなもの（号+和尚）、後同安大師（「後の同安院の大師」の意、同安觀志を指す）といふものなど、一つの形式に統一されてはゐない。なほ、「第〇祖」の冠せられてゐるのは、いづれも各章冒頭のもので、章の内部では用ゐられてゐない。但し、「第二祖阿難」といふ例が、

○然^(ル)近來ヲロカニシテ一同ス、若^(シ)一同ナラバ阿難則^(チ)三明六通^(ノ)羅漢^(ニシテ)如來^(ノ)付囑ヲ受^(ケ)第二祖阿難ト云^(ハシ)、今經教ヲ会センコト阿難ニ勝ル人有^(リ)

ヤ （第二章 一七頁）

といふやうに用ゐられてゐるが、これは右掲のものとは異質である。仮定の形のもので、この「一」は諸本かうあるが、「一」の誤りかともいはれるのである（阿難は実際に第一祖なのであるから）。誤写としないとしても、この「第二祖」は摩訶迦葉を第一祖とする第二祖ではない。

人名の上につくものは、前述の「大師^{釈尊}」、右の「第二祖」「○祖」のほか、「智惠第一舍利弗」「神通第一目犍連」「沙弥道信（大医道信）」「郢州大陽明安大師」「襄祖洞山和尚」「尊者秀」のごときであるが、眼藏に多用され、一種莊重の感を抱かせた、地名、住山名、寺名等を重ねて冠する長大なものは伝光録にはみかけられない。

なほ、介闍梨（洞山良价）青華嚴（投子義青）といふ用例がある。これは法諱下字にその人をあらはすに適した名詞を付した呼び名であり、禪籍に往往みかけるものである。伝光録にはみられないが、備頭陀（玄沙師備）岑大虫（長沙景岑）、泰布衲（仮性法泰）、陳蒲鞋（睦州道蹤、陳は俗姓）が同種のものである。構成的には、すでに述べたうちで法諱下字あるいは俗姓の下に尊称類その他の名詞のついたものと同様である。右のほか、膺庵主（雲居道膺）、古塔主（薦福承古）も形式の上で同じものであり、先述の

「遠錄公」はむしろここに入るべきものであつた。但し、法諱下字の下に尊称類を付したもの（例へば、西和尚、秀上座、忍大師）に対し、介闍梨、青華巖、遠錄公（その他右に伝光錄以外のものから掲げたものも）には一種のあだ名的ひびきがある。この意味では、商那和修を「自然服」、提多迦を「通神靈」、菩提達磨を「壁觀婆羅門」と称するのも、構成的には何ら関係ないが、使用意図の上では類似のものである。さらに、構成上の上では、法諱下字十号といふ形のものが、右と類似のものとみなしうる。伝光錄には、琰漸翁（漸翁如琰）、派無際（無際了派）のみで、この書き方は多くはない。

以上の人名の上下につく称号等は、大体のものがその称号等単独で、代名詞的に人を指示する。次項にこれについて述べる。

(つづく)

- 注1 拙稿「『伝光錄』の人名表記について—— 伝光錄人名索引——」（『禪研究所紀要』第四・五号）
 注2 乾坤院本伝光錄の頁数、但し、偏冊墨付第一丁表を1頁とし、以下第七十一丁裏の142頁に至り、正冊墨付第一丁表を143頁とし、以下第百八丁裏の358頁に至るものとする。
 以下、乾坤院本の引用は（ ）内に補説し、漢文式の部分
 伝光錄における人名表記法の研究（上）（田島毓）

「遠錄公」はむしろここに入るべきものであつた。但し、法諱下字の下に尊称類を付したもの（例へば、西和尚、秀上座、忍大師）に対し、介闍梨、青華巖、遠錄公（その他右に伝光錄以外のものから掲げたものも）には一種のあだ名的ひびきがある。この意味では、商那和修を「自然服」、提多迦を「通神靈」、菩提達磨を「壁觀婆羅門」と称するのも、構成的には何ら関係ないが、使用意図の上では類似のものである。さらに、構成上の上では、法諱下字十号といふ形のものが、右と類似のものとみなしうる。伝光錄には、琰漸翁（漸翁如琰）、派無際（無際了派）のみで、この書き方は多くはない。

は訓み下して原文を内に示す。又、ペ（シテ）、「（コト）は「シテ」「コト」とする。

注3 拙稿「正法眼藏の人名表記について」—— 人名につかれる称号並びに呼称の方法——（『東海学園女子短期大学紀要』第八号、昭48・6）

注4 智通は、号か、法諱か、禪師号か不詳。

注5 詳細については、注3の拙稿を参照されたい。
 注6 菩提達磨の「達磨」を法諱のごとく考へたものである。

注7 大久保通舟博士編『道元禪師全集』下巻一七三頁。
 注8 同右、二七〇頁。

注9 競り「悉竟ク」は乾坤院本「悉竟ク」とある部分を「竟り」と読んだことを示す。次の誰ソ誰ソ「ニ」は本文「誰ソニ」とあるものを傍点部のやうによんだことを示す。

注10 例へば、玄沙師備を「沙婆世界大宋國福州玄沙山院宗一大師」、天童如淨を「先師大宋國慶元府太白名山天童古仏」、「大宋慶元府太白名山天童景德寺第三十代堂上大和尚」、大鑑慧能を「大唐國広南東路韶州曹谿山宝林寺大鑑禪師」、洞山良价を「高祖均州洞山悟本大師」、宏智正覺を「大宋國慶元府太白名山天童景德寺宏智禪師正覺和尚」としてゐるごときである。

〔昭和五十一年度文部省科学研究費（総合研究・A）による研究成果の一部〕